

教保第 10427 号

平成 26 年 11 月 11 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 殿

沖縄県教育委員会

教育長 諸見里 明

(公印省略)

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条四に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

平素より、本県の薬物乱用防止教育の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

みだしのことについて、平成 26 年 11 月 10 日付け事務連絡により文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課から別添のとおり通知があります。

つきましては、本通知の趣旨を御理解の上、適切な指導をお願いいたします。

問い合わせ先

沖縄県教育庁保健体育課

健康体育班 : 又吉美奈子

TEL : 098-866-2726

FAX : 098-862-0472

Mail : mtyoshmi@pref.okinawa.lg.jp



事務連絡
平成26年11月10日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課 御中
各都道府県私立学校主管課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

標記について、平成26年10月29日付け薬食発1029第4号で厚生労働省医薬
食品局長より通知がありました。

ついては、本内容を御了知の上、必要に応じて関係機関に周知されるようお願いし
ます。

（本件照会先）

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課保健管理係

TEL : 03-5253-4111（内線2976）

FAX : 03-6734-3794



薬食発1029第4号

平成26年10月29日

文部科学省スポーツ・青少年局長 殿

厚生労働省医薬食品局長

(公 印 省 略)

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物等については、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）において定めています。

本日、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第117号）が公布されたことに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てに、別添写しのとおり通知しましたので、貴職におかれましては、御了知の上、関係機関への周知をお願い申し上げます。



薬食発1029第1号
平成26年10月29日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物等については、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）において定めています。

本日、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第117号。以下「改正省令」という。）が公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

記

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる8物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定した。

- ① $N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(5-クロロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド$ 及びその

塩類

- ② ナフタレン-1-イル=1-(5-フルオロペンチル)-1 H-インドール-3-カルボキシラート及びその塩類
- ③ ナフタレン-1-イル=1-ペンチル-1 H-インダゾール-3-カルボキシラート及びその塩類
- ④ ナフタレン-1-イル(9-ペンチル-9 H-カルバゾール-3-イル)メタノン及びその塩類
- ⑤ (4-メチルピペラジン-1-イル)(1-ペンチル-1 H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類
- ⑥ メチル=2-[1-(4-フルオロベンジル)-1 H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類
- ⑦ メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1 H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルブタノアート及びその塩類
- ⑧ メチル=3-メチル-2-(1-ペンチル-1 H-インダゾール-3-カルボキサミド)ブタノアート及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1)に掲げる物質のいずれかを含有する物(ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。)は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 施行期日

公布の日(平成26年10月29日)から起算して10日を経過した日(平成26年11月8日)から施行する。